⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	14,000
静岡県	15,000
三重県	27,000
和歌山県	8,000
島根県	21,000
高知県	7,000
長崎県	15,000
宮崎県	13,000
鹿児島県	14,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑹　するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県及び長崎県については、若干とする。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	23
山形県	37
新潟県	203
富山県	33
石川県	323
福井県	292
京都府	91

茨城県、島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の４に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成22年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成17年～19年（するめいかについては平成18年～20年）。以下、本項において同じ。）の漁獲実績が概ね100トン未満（ずわいがにについては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まさば及びごまさば、するめいかについては過去の漁獲実績が概ね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。なお、まいわしについては、資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加えて、漁場形成が不安定で混獲による採捕のウエイトが高まっているために一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、過去の漁獲実績が概ね30トン以上ある都道府県について、全て「若干」としているところであり、この場合の管理のあり方は、他の資源と同様である。

⑴　さんま

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	1,000
岩手県	1,000

宮城県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

㈱　北海道および岩手県の数量については、主漁期が開始する前までに改定する。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数量

㈱　数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

⑶　まあじ

（単位：トン）

都道府県名	数量
千葉県	5,000
三重県	6,000
和歌山県	5,000
島根県	38,000
山口県	6,000
愛媛県	8,000
長崎県	23,000
大分県	5,000
宮崎県	6,000
鹿児島県	6,000